

別表() 高等学校教諭一種免許状(公民)取得希望者の単位修得方法(夜間主コース)
平成24年度以降入学者(平成23年度以前入学者は取得できません。)

免許法施行規則66条の6に定める科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目			備考
		授業科目	必修	選択	
日本国憲法	2	憲法	2		
体育	2	健康スポーツa 健康スポーツb 健康スポーツe(水泳) 健康スポーツf(スキー) 健康スポーツg(スキー) 生活と健康	2	1 1 1 1 1	健康スポーツから1科目以上選択必修
外国語コミュニケーション	2	英語 B1 英語 B2	1 1		
情報機器の操作	2	情報機器概論	2		

教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			左記に対応する開設授業科目			備考	
科目	各科目に定める必要事項	単位数	授業科目	必修	選択		
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容(研修, 服務及び身分保障等を含む。) ・進路選択に資する各種の機会の提供等	2	教職論	2			
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	6	教育の歴史	2			
	・幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程(障害のある幼児, 児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。)		教育心理	2			
	・教育に関する社会的, 制度的又は経営的事項		教育制度	2			
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	6	教育課程論	2			
	・各教科の指導法		社会科・公民科教育法 社会科・公民科教育法	2 2			
	・道徳の指導法						
	・特別活動の指導法		特別活動論	1			
	・教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		教育方法	2			
生徒指導, 教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	4	生徒指導	2		進路指導を含む	
	・教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		教育相談	2			
教育実習		3	事前・事後指導 教育実習 教育実習	1 2 2	2	1	
教職実践実習		2	教育実践演習(中・高)	2			
合単位		23		26	2	26単位必修	

教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	単位数	左記に対応する開設授業科目				備考
		授業科目	必修	選択必修	選択	
「法学(国際法を含む。),政治学(国際政治を含む。)」	20	法学	2			2
		国際法	2		2	
		民法			2	
		刑法			2	
		行政法			2	
		憲法			2	
		民法			2	
		商法			2	
		商法			2	
		民事手続法			2	
		知的財産法			2	
		労働法			2	
		社会保障法			2	
		国際経済法			2	
国際取引法			2			
「社会学,経済学(国際経済を含む。)」	20	経済学入門	2			2
		経済理論	2			
		経済学と現代		2		
		国際経済と現代	2			
		経済と統計			2	
		経済史			2	
		応用ミクロ経済学		2		
		経済思想史			2	
		公共政策			2	
		金融経済			2	
「哲学,倫理学,宗教学,心理学」	20	哲学		2	} 5科目から3科目選択必修	
		倫理学		2		
		宗教学(昼間コース)		2		
		心理学		2		
		心理学		2		
要修得単位	20		10	10		

教科又は教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	左記に対応する開設授業科目			備考
	授業科目	単位数		
		必修	選択	
教科又は教職に関する科目	「教科に関する科目」 「教職に関する科目」 参照		16	最低修得単位を超えて修得した「教科に関する科目」又は「教職に関する科目」について、併せて16単位以上修得すること。

備考:

- 「教職に関する科目」のうち、免許法施行規則に定める最低修得単位数(23単位)を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位に含める。
- 「教職に関する科目」のうち「教育実習」は、「教科又は教職に関する科目」の単位として含めることができる(1)。
- 「教科に関する科目」のうち「民法」、「行政法」、「経済学と現代」、「応用ミクロ経済学」は、いずれか2科目(4単位)を選択必修とする(2)。
- 「教科に関する科目」のうち20単位を超えて修得した単位は、「教科又は教職に関する科目」の単位として含めることができる。
- 「教職に関する科目」のうち、別表()~()において重複して開設している授業科目については、それぞれの表において併用できる。
- 「免許法施行規則第66条の6に基づき本学が開設する科目」及び「教科に関する科目」は、それぞれ所属する学科の卒業所要単位と併用できる。
- 「教科に関する科目」は、昼間コースシラバスの別表()を併用して単位を修得することができる。